



みのる法律事務所
第 2 9 8 号
平成 2 7 年 2 月

みのる法律事務所
弁護士 千田 實
〒 021-0853



岩手県一関市字相去 57 番地 5
TEL : 0191-23-8960
FAX : 0191-23-8950



みのる法律事務所 <http://www.minoru-law.com/> [✉ minoru@minoru-law.com](mailto:minoru@minoru-law.com)



高齢者は、「はなれ」を持ちたい

角川必携国語辞典は、「高齢化社会」とは「総人口にしめる 65 歳以上の老年人口の割合が大きい社会」と説明しています。その上で、「国連では 7% 以上と規定しており、先進工業国に多くみられる。日本では 1970 年ころから社会の高齢化が急速に進んでいる」と続けています。

前号（平成 27 年 1 月号）『^{まとはずれ}的外』で紹介しましたが、日本は国民の 4 人に 1 人（25%）が 65 歳以上という、国連が言う 7% 以上を大きく上回る「超高齢化社会」となっています。2050 年には、3 人に 1 人（33%）が 65 歳以上になると推計されています。

当地方（岩手県一関市）は、平成 25（2013）年 10 月 1 日現在、すでに 31.6% の人が 65 歳以上となっているとのことです。

前号『的外』に、「株式会社エムジェエムがサービス付き住宅『グランルーム』を計画している」という案内書を同封しましたところ、大きな反響がありました。多くの皆様にお読みいただいたようで、株式会社エムジェエムの監査役として代表取締役社長等役員一同に成り代わり、御礼を申し上げます。本当にありがとうございました。

その反響の中で特に印象的だったのは、「家族や子供に迷惑をかけることは、できるだけ少なくしたい」という方が多かったことです。案内書では、「高齢者に楽しく快適に生活してもらいたい」という視点で、つまり、高齢者のことを考えて『グランルーム』を紹介したのですが、多くの高齢者の方は、ご自分のことよりご家族のことなどを考えているという実状を知らされました。「自

新・憲法の心、黄色い本、いなべんの本は、出版社・株式会社エムジェエムの他、下記書店でも好評発売中です。

宮脇書店気仙沼本郷店 〒988-0042 気仙沼市本郷 7-8 TEL: 0226-21-4800
amazon.co.jp® <http://www.amazon.co.jp/> ~ 送料無料 ~

分の老後を楽しみたい」ということよりも、「家族や子供に迷惑をかけたくないから、『グランルーム』を利用したい」という、家族や子供のことを優先的に考えた上での問い合わせがほとんどでした。

案内書では、「ご家族に迷惑をかけないために、『グランルーム』を利用して下さい」という趣旨のことは一言も触れていなかったのですが、このような反響に接し、高齢者の方は、ご自分のことよりも「家族や子供に迷惑をかけたくない」という、周囲に対する思いやりの深い方が多いということを知りました。

そのようなお話をしてくれた方々のこれまでの人生の歩みを多少なりとも知っていますので、あんなにまで家族のため、子供のために頑張ってきたのに、なお「家族や子供に迷惑をかけたくない」というお気持ちに接し、思わず涙ぐんでしまいました。「あんなにご苦労なさったのだから、せめてこれから楽をしてほしい」と思うのですが、最後まで家族や子供のことを思っているのです。



ひとまとめに「65歳以上の高齢者」と言っても、要介護度0%の人から100%の人までいます。要介護度が高い人については、まだ不十分かもしれませんが、国が予算を取って保障してくれています。しかし、介護の必要がない人は、せいぜい自分が掛けた年金をもらうぐらいで何の保障もしてもらえません。

「家族や子供に迷惑をかけたくないから、『グランルーム』に入りたい」と言って問い合わせをしてくれた方々は、家族や子供のためにだけ頑張ってきたわけではありません。戦争に行った方もおられますし、国のため、社会のために精一杯働いてきた方がほとんどです。そういう方が高齢者となっても、「自分のことは自分でできる」という状況にある方に対しては、国も社会も何らの手も差し延べていないという現状に、少なからず疑問を抱きます。憲法25条は「最低生活の保障」ですから、国は、生活保護や介護の必要な人に対しては最低生活の保障をしようとしていますが、そうでない方に対しては関心が薄い気がします。家族のため、国のため、社会のために働き通しで、生活費や税金を家族や国に納め続けてきた、真面目で健康な高齢者が老後を楽しく送れるように、どんな形であれ、役立ちたいと思うのです。

要介護度100%に近い人のお世話は、株式会社エムジェエムでは医療や介護のノウハウがありませんので、お役に立つことはあまり期待できませんが、高齢者の中には要介護者ではない方も大勢おられ、その方々は身体的には未だ



介護は不要かもしれませんが、精神的には互いに助け合いを必要としている方が少なからずおられます。「家族や子供になるべく迷惑をかけずに老後を過ごしたいが、どうしたらいいのだろうか？」と思い悩んでいる方が多くいることが、今回浮き彫りになりました。

相続事件などを取り扱う中で、「遺産である家屋敷や田畑や山林をどう管理したらいいだろうか？」と悩む方が多くいることは、数多く見聞きしています。

そのような問題をどのように解決すべきかを考えてみました。思いつきに過ぎませんが、1つの方法として「自宅と『グランルーム』を行ったり来たりする」という方法がありそうです。普段は、『グランルーム』で食事等のサービスを受け、家族に迷惑をかけずに生活をしながら、用事がある時に自宅へ帰るというやり方です。これですと、家族や子供にはほとんど迷惑をかけずに日常生活ができますし、用事があればすぐに自宅に帰って用を足せばいいわけですから、大変便利です。

『グランルーム』に入居したから、自宅とは縁が切れる」などと考える必要はないのです。つまり、あまり「こだわらない」のです。家族も『グランルーム』に出向いて入居者と会話したり、『グランルーム』に自由に出入りしてもらい、『グランルーム』の入居者も自宅に帰りたい時は気楽に帰ればいいのです。『グランルーム』を、「セカンドハウス」とか「書齋」とか「はなれ」と考えればいいのです。

このように、『グランルーム』に入居したとか、自宅を出たとか考えないで、「自宅もあるし、『グランルーム』にも自分の部屋がある」という風に思えば、気持ちがラクになります。『グランルーム』は、「姥捨山^{うばすてやま}」ではなく、「書齋」とか「はなれ」と考えてもらえればいいのです。

妻や息子が『グランルーム』をやってみようと考えたのは、「高齢者の中には身体的に介護を要する人がいるが、身体的には介護は不要でも精神的にはお手伝いをした方がいい人も少なからずいる。自分達は、身体的介護というより、食事療法や買い物や通院等のお手伝いや、『寂しさ』を互いに支え合って、『楽しさ』にするために高齢者に役立つことをしたい」という発想でした。この発想に私も私の兄も賛同し、バックアップすることを決めました。つまり、「高齢化社会が進むにつれて、国は身体的要介護者については保障をす





るが、身体的に1人で生活できる高齢者については手が回らない。国の手が回らないような高齢者が大勢いるはずだ。そういう方のために役立つ事業をしよう」という発想に賛同したのです。

「プライバシー」とは、「私生活」という意味ですが、「他人には知られたくない、わたくしごと」は、高齢者になっても全くないというわけではありません。その意味でも、「はなれ」は必要です。ですが、それ以上に家族や子供にかかる負担を最小限に抑えるために、「はなれ」は必要です。「『はなれ』でサービスを受け、自分ができることは自分でやりながら、普段は子供達の世話にはならず生活をし、自宅でやらなければならないことがある時は自宅に行き、必要なことをやる」という形ができれば理想です。高齢者にそのような「サービス付のはなれ」を提供したいと考え、『グランルーム』の構想ができたのです。



《 発刊のご案内 》

年寄りのための童話 第3巻

『長生きを楽しむコツ その参 第3・4話』

『長生きを楽しむコツ』は、すでに第1巻、第2巻を発刊しました。第1巻は総論、第2巻は具体的コツとして第1話「病を楽しむ」、第2話「金を楽しむ」を書きました。いずれもお読みいただいた方には「面白かった」と言っていたきました。思いのほか好評であり、心の底から嬉しい気持ちです。

平成27（2015）年2月末に第3巻が発刊の運びとなりました。第3巻は、第3話として「人を楽しむ」、第4話として「酒を楽しむ」を書きました。

お読みいただければその内容はおわかりいただけますが、「人を楽しむ」では、孫とオールド・フレンドとの触れあいを通して、人間関係が人生を楽しむ上では大事だということを体験に基づいて書きました。「酒を楽しむ」では、酒は一時的にはありますが、「こだわり」をなくし、「般若心経」の境地にまでなれるということを書きました。短い文章で読みやすく書いてありますので、お読みいただければ幸甚です。

図々しくも「ずうずう購買申込書」を同封しましたので、ご活用いただければ嬉しく思います。何卒よろしくお願い申し上げます。

